

## 2 障がい者手帳

障がいのある方（児童）が各種の支援を受けるために必要な手帳です。

### (1) 身体障害者手帳

内容	身体障がいのある方が各種の支援を受けるために必要な手帳です。
対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能またはそしゃく機能の障がい、肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障がい）、内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能および免疫機能障がい）があると医師の診断を受けた方 ※程度により1級から6級に区分されます。手帳の等級・障がいの程度は、P.7からの身体障害者障害程度等級表をご覧ください。
必要書類	①診断書（障がい福祉課で配布） ②申請書 ③顔写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm） ④個人番号（マイナンバー） ※診断書は県ホームページから、申請書類は市ホームページからもダウンロードできます。
住所等変更再交付	本人の住所・氏名・障がいの程度に変更があったときや本人が死亡したときは、障がい福祉課に届出をしてください。障がいの程度に変更が生じた場合、手帳が再交付されます。また、手帳を紛失・破損したときも再交付できます。（再交付の際、顔写真が必要です）
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp ※障がい福祉課では、申請書類を受理した後、千葉県へ書類を送付します。千葉県での審査を経て、交付決定されます。



身体障害者障害程度等級表（太実線より上は旅客運賃割引の第1種を、下は第2種を表わす。） **身**

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害			肢 体 不 自		
		聴覚障害	平衡機能障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	上肢	下肢	体幹
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ一〇〇デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの  3 一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが八〇デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して一〇センチメートル以上又は健側の長さの十分の一以上短いもの	
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定さ 2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合は、六級とする。 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもつ 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

れているものは、該当等級とする。

て計測したものをいう。

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して五センチメートル以上又は健側の長さの十五分の一以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが七〇デシベル以上のもの（四〇センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他側耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して三センチメートル以上又は健側の長さの二十分の一以上短いもの	
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定さ</p> <p>2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合は、六級とする。</p> <p>3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもつ</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>						

由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる上肢機能移動機能免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

れているものは、該当等級とする。

て計測したものをいう。

## (2) 療育手帳 知

内容	知能指数、社会性、基本的生活などの年齢に応じた障がいの程度を総合判定するもので、軽度から最重度に区分されます。
対象者	療育手帳は、県内（千葉市を除く。）に住所又は居所を有する方で、県内の児童相談所又は障害者相談センターにおいて知的障がいであると判定された方に対して交付されます。
必要書類	顔写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）
住所等変更 再判定・再交付	本人および保護者の住所・氏名に変更があったときや本人が死亡または転出するときは、障がい福祉課に届出をしてください。また、手帳を紛失・破損したときは再交付できます。（再交付の際、顔写真が必要です）
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp ※障がい福祉課では、申請書類を受理した後、千葉県へ書類を送付します。千葉県での審査を経て、交付決定されます。

## 療育手帳の程度の基準表 知

障がいの程度		基	準
最重度	㉠	知能指数がおおむね20以下の方で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある方	
重度	Aの1	知能指数がおおむね21以上35以下の方で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある方	
	Aの2	知能指数がおおむね36以上50以下の方で視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級または3級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある方	
中度	Bの1	上記以外の方で、知能指数がおおむね36以上50以下の方で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある方	
軽度	Bの2	知能指数がおおむね51以上75程度の方で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある方	

※ただし、障害者相談センターにおける最重度の取扱いは下表による。

最重度	㉠の1	知能指数がおおむね20以下の方で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある方
	㉠の2	知能指数がおおむね20以下の方で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある方で、㉠の1以外の方

判定機関 18歳未満 市川児童相談所  
18歳以上 千葉県中央障害者相談センター

(3) 精神障害者保健福祉手帳 **精**

内容	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証する手段として、交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられ、社会参加と自立の促進を図ることを目的として交付されるものです。
対象者	精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象となります。統合失調症・気分（感情）障がい・非定型精神病・てんかん・中毒精神病・器質性精神障がい（高次脳機能障がいを含む）・発達障がい及びその他の精神疾患を対象とし、療育手帳を有する知的障がい者が精神疾患を併せて有している場合にも交付対象となります。
必要書類	<p><b>【診断書による申請】</b></p> <p>①申請書 ②写真（サイズは縦4 cm×横3 cm、1年以内に撮影したもので、上半身脱帽、一人で写っているもの。写真の裏に氏名、お住まいの市町村名を記入） ③診断書（所定の様式のもので、初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの） ④個人番号（マイナンバー）</p> <p><b>【障害年金等による申請】</b></p> <p>①申請書 ②写真（サイズは縦4 cm×横3 cm、1年以内に撮影したもので、上半身脱帽、一人で写っているもの。写真の裏に氏名、お住まいの市町村名を記入） ③精神障がいを事由とした障害年金証書の写し、または精神障がいを事由とした特別障害給付金受給資格者証の写し ④直近の年金振込通知書の写し、または年金支払通知書の写し、または直近の国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）の写し ⑤年金事務所又は共済組合等に照会するための「同意書」 ⑥個人番号（マイナンバー）</p>
住所等変更 ・再交付	本人の住所・氏名に変更があったときや本人が死亡したときは、障がい福祉課に届出をしてください。障がいの状態等に变化があった場合は、障がい等級変更申請ができます。また、手帳を紛失・破損したときは再交付できます。
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp ※障がい福祉課では、申請書類を受理した後、千葉県へ書類を送付します。千葉県での審査を経て、交付決定されます。

※手帳の有効期限は2年です。2年ごとに更新の手続きが必要です。

※手帳の等級・障がいの程度は、精神障害者保健福祉手帳の程度の基準表（下表）をご覧ください。

精神障害者保健福祉手帳の程度の基準表 **精**

障害等級	基 準
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活の著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの